

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人すずかぜ工房から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和７年７月１４日

富山市長 藤 井 裕 久

１ 随意契約の内容

（１）件名

婦中機械工業センター排水管用地内除草業務委託

（２）提供を受ける役務の内容

婦中機械工業センター排水管用地内の草刈、集草処分等

（３）役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和７年１０月３１日まで

２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当する障害者支援施設であって、富山市内に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

（１）提出期限

令和７年７月２５日

（２）提出先

商工労働部企業立地課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、社会福祉法人けやき苑から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和７年７月１５日

富山市長 藤 井 裕 久

１ 随意契約の内容

（１）件名

除草業務委託

（２）提供を受ける役務の内容

草刈り・集草・処分

（３）役務の提供を受ける期間

契約日から令和７年１１月２８日まで

２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当する就労継続支援施設であって、富山市内（富山地域）に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

（１）提出期限

令和７年７月３１日

（２）提出先

農林水産部地方卸売市場

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、社会福祉法人秀愛会から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和７年７月２５日

富山市長 藤 井 裕 久

１ 随意契約の内容

（１）件名

旧杉原中学校跡地草刈業務委託（２回目）

（２）提供を受ける役務の内容

旧杉原中学校跡地の除草

（３）役務の提供を受ける期間

令和７年９月１日から令和７年９月３０日まで

２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当する障害者支援施設等であって、富山市内に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

（１）提出期限

令和７年８月２０日

（２）提出先

教育委員会事務局教育行政センター

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、社会福祉法人秀愛会から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和7年7月25日

富山市長 藤 井 裕 久

1 随意契約の内容

(1) 件名

旧八尾中学校跡地草刈業務委託（2回目）

(2) 提供を受ける役務の内容

旧八尾中学校跡地の除草

(3) 役務の提供を受ける期間

令和7年9月1日から令和7年9月30日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者支援施設等であって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年8月20日

(2) 提出先

教育委員会事務局教育行政センター

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人自立生活支援センター富山 富山生きる場センターから物品の買い入れを受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和７年７月２９日

富山市長 藤 井 裕 久

１ 随意契約の内容

（１）件名

児童扶養手当証書印刷

（２）買い入れる物品・提供を受ける役務の内容

児童扶養手当証書の印刷

（３）物品を買い入れる・役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和７年８月２９日まで

２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当する障害者支援施設であって、富山市内に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

（１）提出期限

令和７年８月８日

（２）提出先

こども家庭部こども福祉課